

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【福島市版】」

活用のしおり（保護者用）

福島市教育委員会

学校給食における食物アレルギー対応の実施について

アレルギー疾患のあるお子さんの学校生活をより安全で安心なものとするため、学校は、お子さんのアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。

学校生活において特に配慮や管理が必要なお子さんにつきましては、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【福島市版】を学校に提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【福島市版】」は以下の 手順でご活用下さい。

- 1 お子さんのアレルギー疾患に関して、学校での配慮・管理が必要であることを学校に申告してください。
- 2 学校から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【福島市版】」（以下管理指導表【福島市版】）を受け取ってください。
- 3 疾患ごとに主治医の先生に「管理指導表【福島市版】」の記載をお願いしてください。
- 4 記載してもらった「管理指導表【福島市版】」を学校に提出してください。
- 5 「管理指導表【福島市版】」を基に、学校と保護者の方でお子さんの学校生活における配慮や管理について決定します。（この際、必要に応じさらに詳しい情報の提出をお願いすることがあります。）
- 6 病状は変化することがあります。継続して配慮・管理が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年新しい「管理指導表【福島市版】」を学校に提出して下さい。

※ アナフィラキシーおよび食物アレルギーにかかる学校生活管理指導表の発行については、令和4年4月1日付文部科学省通知「保健医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について」により、主治医から学校医への診療情報提供の扱いとして保険適用となったため、子ども医療費助成の対象となりました。

なお、主治医と学校医が同一の場合は保険適用外となるため、文書料が発生します。受診の際は医療機関に学校名等を伝え、ご確認ください。

○学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【福島市版】は、
福島市のホームページ（<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>）
〈子育て・教育／学校／学校給食〉からダウンロードすることができます。

参考資料：日本学校保健会「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」活用のしおり～保護者用～

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【福島市版】」は令和2年度より使用していた公益財団法人日本学校保健会作成の「学校給食管理指導表（アレルギー疾患用）」の様式に「コンタミネーション喫食の可否」を追加しました。

福島市では、令和2年から使用していた公益財団法人日本学校保健会作成の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」にコンタミネーションの喫食の可否を追加しました。

＜新様式＞

【表】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【福島市版】			
名前 (男・女) 年 月 日生 年 組		提出日 年 月 日	
※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。			
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:
	A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 C 原因食物・除去措置 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ビーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の实類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 () D 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペンJ」) 3. その他 ()	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵: 卵殻カルシウム 牛乳: 乳糖・乳糖生成カルシウム 小麦: 醤油・酢・味噌 大豆: 大豆油・醤油・味噌 ゴマ: ゴマ油 魚類: かつおだし・いりこだし・魚骨 肉類: エキス F コンタミネーションの喫食可否 1. 喫食可 2. 喫食不可 ※喫食不可に○がついた場合、給食対応が困難となり、弁当持参になります。	
	記載日 年 月 日 医師名 療養機関名	記載日 年 月 日 医師名 療養機関名	
	記載日 年 月 日 医師名 療養機関名	記載日 年 月 日 医師名 療養機関名	
気管支ぜん息 (あり・なし)	病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:
	A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B-1 長期管理薬(吸入) 1. ステロイド吸入薬 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 3. その他 B-2 長期管理薬(内服) 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 2. その他 B-3 長期管理薬(注射) 1. 生物学的製剤 C 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服	A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:
	記載日 年 月 日 医師名 療養機関名	記載日 年 月 日 医師名 療養機関名	
	記載日 年 月 日 医師名 療養機関名	記載日 年 月 日 医師名 療養機関名	

※ コンタミネーションとは、アレルギーになる食材を使用しなくても、調理過程で調理器具等から混入したり、粉状のアレルゲンが飛散して混入したりすること。

(令和7年8月作成)

【追加部分】

F コンタミネーションの喫食可否
1. 喫食可 2. 喫食不可
※喫食不可に○がついた場合、給食対応が困難となり、弁当持参になります。